

大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管について

平成21年4月1日

このたび、第171回国会において、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」が平成21年3月31日に成立しました。これにより独立行政法人国立国語研究所は、本年9月末をもって独立行政法人としての活動を終え、10月1日からは大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する研究機関の一つとして研究教育活動を行っていくこととなりました。

この法案審議の過程では条文に修正が加わり、

「国は、国立国語研究所において行われていた業務（国語及び国民の言語生活、外国人への日本語教育に関する科学的な調査研究等）が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じること」

並びに

「国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後2年を目途として、当該業務を担う組織、当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」

ことが盛り込まれました。

さらに、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ、日本語教育事業の重要性、それを担う所内部門の設置、中期計画への明示等を指摘する附帯決議がなされました。

独立行政法人国立国語研究所としましては、成立した法律及び衆参両院の附帯決議に基づく新機関の発足に向けて、国及び人間文化研究機構など関係機関との間で検討を進めてまいります。

この間に各方面から頂戴したさまざまな御支援に厚く御礼申し上げ、併せて、今後とも引き続きお力添えをいただきますようお願いいたします。

法律の主な関係部分抜粋

衆議院附帯決議抜粋

参議院附帯決議抜粋